各位

新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1 株式会社第四銀行 取締役頭取 並木富士雄

支店の臨時休業(窓口営業時間の変更)に関する公告

株式会社 第四銀行は、政府による「緊急事態宣言」の発令をふまえ、金融サービスの提供の維持と新型コロナウイルス感染拡大防止の両立を図る観点から、下記のとおり東京支店、池袋支店、横浜支店、大宮支店、大阪支店を臨時休業(窓口営業時間の変更)いたしますので、定款第5条および銀行法第16条1項の規定に基づき、公告いたします。

記

窓口営業時間変更日(開始日)
2020年4月13日(月)

2. 変更内容

	変更前	変更後
		平日
窓口	平日	$9:00\sim11:30$
営業時間	$9:00\sim15:00$	$12:30\sim15:00$
		(休業時間11:30~12:30)

※大宮支店に設置している ATM の営業時間は変更ございません。

(平日9:00~16:30)

3. その他

通常営業再開時には、あらためてご案内いたします。